

公益法人中央果実協会業務方法書実施細則 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 ～ 第3条 (略)</p> <p><u>(政策の重要度の指標及びポイント等)</u></p> <p>第4条 業務方法書第52条の政策の重要度の指標は、次のとおりとし、各指標毎に付与すべきポイントについては、偏差値換算した各指標値に指標毎の加重平均ウェイトを乗じて算定する。</p> <p><u>(1) 担い手への園地の集積状況 (加重平均ウェイト：2割)</u> 産地計画における担い手への園地集積の目標値に対する現状値の割合を指標とする。</p> <p><u>(2) 振興品目の生産状況 (加重平均ウェイト：3割)</u> 産地計画に記載のある全振興品目の栽培面積の目標値に対する達成割合を指標とする。</p> <p><u>(3) 農地中間管理機構等を通じた園地整備の取組状況 (加重平均ウェイト：2割)</u> 当該申請に係る事業実施計画での、担い手が農地中間管理機構又は機構と同様の取組を行っているもの(以下、「機構等」という。)を通じて借り入れた園地における事業実施面積の割合を指標とする。</p> <p><u>(4) 農地中間管理機構の産地協議会への参画状況 (加重平均ウェイト：1割)</u> 当該事業実施計画の申請までに、農地中間管理機構が産地協議会の構成員となっているか否かを指標とする。</p> <p><u>(5) 農業共済及び収入保険の加入状況 (加重平均ウェイト：1割)</u> 農業共済の加入状況については、主たる品目の産地全体での果樹共済加入率を、収入保険の加入状況については、産地全体での収入保険の加入率を指標とする。</p> <p><u>(6) GAPの取組状況 (加重平均ウェイト：1割)</u> 産地全体でのGAPの取組率を指標とする。</p> <p>2 補助金の配分に当たっては、産地協議会毎に前項の指標毎のポイントを積み上げた合計ポイントに基づき算定した額を都道府県単位に合計して配分するものとするが、機構等が支援対象者となる整備事業の対象園地については、100%を配分するものとする。</p> <p>別表1 ～ 別表11 (略)</p>	<p>第1条 ～ 第3条 (略)</p> <p>(新 設)</p> <p>別表1 ～ 別表11 (略)</p>

附則

この実施細則の変更は、平成30年4月1日から施行する。